

那須塩原市情報公開条例

平成20年9月29日

条例第31号

改正 平成27年12月18日条例第42号

改正 平成29年9月28日条例第26号

那須塩原市情報公開条例（平成17年那須塩原市条例第10号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 行政文書の開示（第4条—第13条）

第3章 審査請求等（第14条—第16条）

第4章 雑則（第17条—第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市民の知る権利を保障するとともに、市政に関する情報の公開に必要な事項を定め、市の保有する情報の一層の開示を図り、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、もってより公正で開かれた市政の実現を図ることを目的とする。

（平29条例26・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 規則で定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3) 審査会 那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成20年那須塩原市条例第30号）第1条に規定する那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会をいう。

（利用者の責務）

第3条 次条の規定による開示の請求をしようとする者は、この条例の目的に従い、

その権利を正当に行使しなければならない。

- 2 この条例の規定により情報を得た者は、当該情報をこの条例の趣旨に照らして不適正な目的又は方法に使用してはならない。

第2章 行政文書の開示

(請求の権利)

- 第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。

(平29条例26・全改)

(請求の手續)

- 第5条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面を当該行政文書を管理している実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、前項の書面に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し補正に必要な援助を行うものとする。

(平29条例26・一部改正)

(不開示情報)

- 第6条 実施機関は、開示請求があったときは、当該請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を開示するものとする。

- (1) 法令（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1号に規定する法令をいう。以下同じ。）の規定により又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の機関の指示等により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別されることはないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第

1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 4 0 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 1 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活若しくは財産の保護又は犯罪の予防その他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報

- (5) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

- (6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、その事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審査会の意見を聴いて、この条例の趣旨に照らして公にしないことが適当であると認めた情報

（部分開示）

第 7 条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことが

できるときは、請求者に対し、当該部分を除いて行政文書を開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、次に掲げるときは、請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

- (1) 死者の個人情報記録されている行政文書について当該死者の遺族から開示請求があった場合において、当該遺族に当該行政文書を開示することが社会通念上相当と認めるとき。
- (2) 公益上特に必要があると認めるとき。

（行政文書の存否に関する情報）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

（第三者保護に関する手続）

第10条 開示請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等（次条第1項及び第2項の決定をいう。以下同じ。）をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定（次条第1項の決定をいう。以下同じ。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第6条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第8条第2号の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするとき（第三者が行政文書の特定の部分の開示に対して反対の意思を表示した場合において、当該部分を除いて開示決定をするときを除く。）は、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示等の決定）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第9条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求があった場合において、直ちに、当該行政文書の全部の開示を決定し、これを開示するときは、第1項の規定にかかわらず、請求者に対し、同項に規定する通知を口頭によりすることができる。

4 開示決定等は、開示請求を受けた日から起算して15日以内（第5条第2項の規定による補正に要した日数は算入しない。）にしなければならない。

5 実施機関は、やむを得ない理由又は前条の規定による手続のために前項の期間内に開示決定等を行うことができないときは、必要な限度で当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（平27条例42・一部改正）

（開示の方法）

第12条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、閲覧による開示をする場合において、第7条の規定により部分開示をするとき、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他相当の理由があるときは、当該行政文書の写しにより開示することができる。

（費用負担）

第13条 前条第1項の規定により、行政文書の写しその他の物（以下「写し等」という。）の交付を受ける者は、規則で定めるところにより、写し等の作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求等

(平27条例42・改称)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第14条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(平27条例42・全改)

(審査会への諮問)

第15条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条第2号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)
- (2) 請求者(当該請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平27条例42・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第16条 第10条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平27条例42・一部改正、平29条例26・一部改正)

第4章 雑則

(実施状況の公表)

第17条 市長は、毎年度、各実施機関における行政文書の開示の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資等法人の情報公開)

第18条 市が出資その他の財政上の援助等をしている法人で規則で定めるもの(以下「出資等法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の開示その他の情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、出資等法人に対し、前項の措置を講ずるよう要請するものとする。
- 3 実施機関は、出資等法人の行う文書の開示等に関し当該出資等法人から助言を求められたときは、必要な助言をするよう努めるものとする。この場合において、実施機関は、審査会の意見を聴くことができる。

(指定管理者の情報公開)

第19条 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関して保有する文書の開示その他の情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、指定管理者の前項の措置に関し必要な措置を講ずるものとする。
- 3 実施機関は、指定管理者の行う文書の開示等に関し当該指定管理者から助言を求められたときは、必要な助言をするよう努めるものとする。この場合において、実施機関は、審査会の意見を聴くことができる。

(一部事務組合の情報公開)

第20条 市長は、市が加入する一部事務組合に対し、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の開示その他の情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

- 2 市長は、前項の一部事務組合の行う文書の開示等に関し当該一部事務組合から助言を求められたときは、必要な助言をするよう努めるものとする。この場合において、市長は、審査会の意見を聴くことができる。

(他の法令との調整)

第21条 第2章の規定は、他の法令の規定により、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている行政文書については、適用しない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成30年4月1日から起算して、少なくとも5年を経過するごとに、この条例の施行の状況に応じて見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に那須塩原市情報公開条例の規定によりされた手續、処分その他の行為は、この条例の相当規定によりされた手續、処分その他の行為とみなす。

附 則（平成27年12月18日条例第42号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行す

る。

(経過措置の原則)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成29年9月28日条例第26号)

この条例は、平成29年10月1日から施行する。